

高度情報化時代の兵器（サイバネティクス兵器・サイクロニクス兵器・マイクロ波兵器・気象兵器・地球物理学兵器等）による攻撃から国民と国土を守るための要望書

2016年12月16日

防衛大臣 稲田 朋美 様

要望者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク
理事長 石橋輝勝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話&FAX 03-5212-4611

要望趣旨

高度情報化時代にある今日、兵器の進歩に伴って、戦争の在り方が変わってきている。人間の脳、心臓、末梢神経系の化学・電氣的活性、大脳皮質部から身体の他の部位に送られる信号、聴覚信号を処理する内耳の小さな有毛細胞、視覚的活動を処理する眼球の感光性の網膜と角膜がコンピューターのデータプロセッサと同じように機能していることが理解されるようになり、それらに影響を及ぼし、コントロールする戦争の時代へと変化してきているのである。それを可能にする武器がサイバネティクス兵器、サイクロニクス兵器、マイクロ波兵器である。また地球環境に影響を与えられるのが気象兵器と地球物理学兵器である。これら兵器の開発の歴史は長く、1947年サイバネティクスという言葉が造語された69年前に遡る。人間の脳を電子回路と見立てて外部のコンピューターと無線でつないでコントロールする技術がそれであり、脳科学やコンピューター技術、無線送受信技術の発展によって高度化し、今や人間のあらゆる機能を遠隔からコントロール出来るようになっていることはテクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者の証言から明らかである。テクノロジー犯罪被害の代表例としてある音声送信被害については、米国陸軍情報保安司令部が『特定の非殺傷兵器の生体効果』で技術的に可能であることを公にしたことから確定したものとなっている。これらの技術が、レーダー・人工衛星・スーパーコンピューター（人工知能）を使った監視技術（サバイランス・テクノロジー）と一体となって、一方では四六時中監視し、一方では攻撃やコントロールをするようにシステム化されていると考えられる。マイクロ波パルス等の見えない電磁的媒体を用い、遠隔から行なうことができ、守秘義務で守られているため、一般市民をターゲットにした新しい戦争を容易に展開できるのである。テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者の証言は高度情報化時代の戦争がすでに始まっていることを想像させるものである。このことを防衛省関係者はよく認識する必要があり、国民にも知らせて、次元を異にした戦争に一刻も早く備えるべきである。特定秘密保護法で守秘義務の対象にすることで国民と国土を当該兵器による攻撃の対象とさせては断じてならない。以上のことから以下要望する。

要望項目 1. 高度情報化時代の戦争が人間に備わったコンピューターのデータプロセッサと同じように機能する部位を攻撃しコントロールする戦争へと変化してきていることを防衛省関係者全員が熟知するようにして下さい。そのために米国陸軍戦争大学の季刊誌 Parameters に掲載された『心にファイアウォールはない』を全文官・自衛官に熟読するよう指示して下さい。

要望項目 2. 高度情報化時代の戦争を可能にするサイバネティクス兵器、サイコトロニクス兵器、マイクロ波兵器、気象兵器、地球物理学兵器等の存在を認め、防衛白書に謳い、国境を超えてあるいは国内で行なわれる当該兵器を使った攻撃から国民と国土を守ることを防衛省の任務として法で定め、それができる体制を早急に整備して下さい。

要望項目 3. 特定個人の脳内に音声を送信することが技術的に可能であることを米国陸軍情報保安司令部が情報公開して明らかとなりました。既存のレーダーや照準器を使ってできるということですが、それがさらに高度化されていることは音声送信被害者の証言から明らかであります。思考を読み、双方向通信できるレベルにあることが分かっております。これはサイバネティクス兵器の一態様で、人間の脳とコンピューターをつないで行なわれていると考えられます。そのため国境を超えて国民の脳にアクセスすることを侵略行為として対処できるよう早急に法整備を含めて体制を整えて下さい。それは国内で行なわれる場合にも同様に適用できるようにして下さい。

要望項目 4. サベイランス・テクノロジーの発展も著しいものがあり、米国とイスラエルにあるスーパーコンピューターを使うと同時に何百万人の市民を監視できるということ、米国ではエシュロン・プログラム、カーニーボア・システム、テンペスト・システムがテクノロジー・嫌がらせ両犯罪に使われているということから、国民が国境を超えて、このような監視の対象にされないよう法整備を含めて早急に体制を整えて下さい。それは国内で類似技術により行われる場合にも適用できるようにして下さい。

要望項目 5. マイクロ波の生体効果は 1976 年には一切証明がいないまでに明らかになっていたと専門家が証言しており、また 20 世紀後半にはマイクロ波兵器が諜報活動で一般的に使われるようになっていたとの元諜報部員の証言もあることから、マイクロ波兵器の存在と利用が明らかになりました。スパイ天国と言われる我国では各国の諜報部員がゲリラ的に当該兵器を使って一般国民を攻撃していることが考えられます。この種のゲリラ攻撃から国民を守るために早急に法整備を含めて体制を整えて下さい。

要望項目 6. 地球物理学兵器の危険性はロシア下院が世界に発信して警鐘しているところあります。昨今の地球規模で発生している異常気象、地震、つなみ等が人為によることが大いに考えられます。我国がこのような兵器の対象とならないよう万全の体制を整えて下さい。

要望項目 7. 防衛省主催で高度情報化時代の兵器（サイバネティクス兵器・サイコトロニクス兵器・マイクロ波兵器・気象兵器・地球物理学兵器等）の各国の開発状況と利用について話し合う国際会議を毎年日本で開催して下さい。

要望項目 8. 高度情報化時代の兵器を特定秘密保護法で守秘義務の対象としないで下さい。

添付書類

1.	確認被害者1772名居住県表	1枚
2.	『確認被害者1400名アンケート集計結果』	1部
3.	『心にファイアウォールはない』	1部
4.	『ロシアのマインドコントロール兵器に対する法整備』	1部
5.	『新しい地球物理学兵器の利用が地球規模の大惨事に』	1枚
6.	『特定の非殺傷兵器の生体効果』	1部
7.	『変調された電磁波エネルギーに対する人間聴覚システムの反応』	1部
8.	『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域へ』	1部
9.	『マイクロチップインプラント、マインドコントロール、サイバネティクス』	1部
10.	『マイクロ波によるマインドコントロール：——』	1部
11.	『故ラウニ・キルデ博士発言集』	1部
12.	『元FBI特別捜査官テッド・L・ガンダーソン氏証言』	1部
13.	『マイクロウェーブ技術の危険性』	1部
14.	『秘密情報機関による秘密偵察と電磁波による拷問』	1部
15.	2008年11月1日付浜田元防衛大臣宛て要望書	1部
16.	2011年4月26日付北澤元防衛大臣宛て要望書	1部
17.	2012年9月19日付森本元防衛大臣宛て要望書	1部
18.	パンフレット	1部
19.	チラシ	1枚

当NPOホームページ及び第九回・第八回テクノロジー犯罪被害フォーラムの録画もご参照下さい。

当NPOホームページURL <http://www.geocities.jp/techhanzainetinfo/>

第九回テクノロジー犯罪被害フォーラム

第一部：嫌がらせ犯罪の実態 <https://www.youtube.com/watch?v=gDuIushd1Nk>

第三部：テクノロジー犯罪の実態 <https://www.youtube.com/watch?v=g3196IkV7U4>

第八回テクノロジー犯罪被害フォーラム（ユーチューブ版英文字幕付き）

https://www.youtube.com/watch?v=n2Uo_db9uXc

以上